

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------|----------------|-------|
| 商号又は名称 | 有限会社ナンシン | 代表者氏名 | 土屋 恭一 |
| 主たる営業所の所在地 | 岐阜県岐阜市北一色5丁目14番18号 | | |
| 許可番号 | 許可なし | 許可を受けている建設業の種類 | — |

2. 処分に関する事項

| | | | |
|---|-------------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年3月24日 | 処分を行った者 | 岐阜県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当） | | |
| 処分の内容（営業の停止） | | | |
| 1 停止を営業を命じる営業の範囲 建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業 (注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。 | | | |
| 2 停止期間 令和4年3月25日から令和4年3月31日までの7日間 | | | |
| 処分の原因となった事実 | 建設業法違反（無許可営業） | | |
| 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けずに、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に定める軽微な建設工事に該当しない工事の請負契約を締結した。 このことが、建設業法第28条第3項（同法第2項第2号該当）に該当すると認められる。 | | | |
| その他参考となる事項 | | | |